

社会福祉法人 敬信福祉会が設置・運営する「ケアハウス あいの里 竜間」の施設長 兼 俊 佐代美（以下「施設長」という。）と入居者 様（以下「入居者」という。）とは、以下の条項に基づき「ケアハウス あいの里 竜間」の利用契約を締結する。

（目的）

第 1 条 施設長は、厚生労働省の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、入居者に心身ともに充実した、健康で豊かな生きがいのある明るい生活ができるように、この施設==「ケアハウス あいの里 竜間」を提供することを約束し、入居者はこの契約の定めるところを承認し履行することを約束する。

（管理・運営の実施）

第 2 条 施設長は、責任をもってこの施設の管理・運営を行い、施設長が別に定める「ケアハウス あいの里 竜間 管理規程」を双方ともに遵守しなければならない。

（身元保証人）

第 3 条 入居者は、入居申込にあたって身元保証人を定めなければならない。

- 2 身元保証人は、この契約が解除になったとき必要に応じて入居者の身柄を引き取る責任を負うものとする。
- 3 身元保証人は、入居者に債務不履行があったときこの契約から生じる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負う。
- 4 身元保証人が死亡又は長期の療養、遠隔地への転居などにより、前項の履行ができない状態になったときは、入居者は直ちに身元保証人の変更を施設長に届け出なければならない。

（施設の利用）

第 4 条 入居者は、この契約を締結したのちこの契約及び「ケアハウス あいの里 竜間 管理規程」に基づき、平成 年 月 日よりこの施設を利用することができる。

※ 専用利用施設 階 号室（以下「居室」という。）

※ 共用利用施設 他の利用者の居室及び職員使用施設を除く、他のケアハウスの施設

（利用上の注意）

第 5 条 入居者は、この施設が他の入居者との共同利用であることの自覚をもって、居室、共用施設などを利用しなければならない。

(用途の制限)

第 6 条 入居者は、居室を住居以外の目的に使用してはならない。

(賠償責任)

第 7 条 施設長は、天災、火災、事故、盗難、その他により、入居者が受けた損害については一切の賠償責任を負わない。ただし、施設長の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(居室への立入)

第 8 条 施設長は、居室の保全、衛生、防犯、防災、その他管理上の必要が認められる場合には、入居者の承諾を得て居室に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。ただし、緊急の場合は入居者の承諾を得ないで立ち入ることができる。

(長期の不在)

第 9 条 入居者は、1ヶ月以上不在となる場合には、あらかじめ施設長に届け出るとともに利用料等の支払い、居室の保全、連絡方法などについて施設長と協議するものとする。

(レクリエーション)

第 10 条 施設長は、入居者の生活が健康で明るいものとなるように必要に応じて助言を行うとともに入居者が自主的に趣味、教養、娯楽などのレクリエーションを実施する場合には、適切と思われる行事に協力し便宜を提供する。

(緊急時の対応)

第 11 条 施設長は、入居者が急病もしくは火災などにより緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮するものとする。

2 入居者の責に帰すべき事由により生じた事故については、施設長はその責を負わないものとする。

(利用料)

第 12 条 入居者は、施設長に「利用料」を納入する。

2 「利用料」は、管理費、生活費、事務費、諸経費の合計額とし、その金額や支払方法は『ケアハウス「あいの里 竜間」 利用料規程』による。

(使用料など)

第 13 条 入居者が個々に使用する電話代、新聞購読料、日用品代などの「使用料」は、入居者の負担

とする。

- 2 入居者が介護保険の在宅サービス及び医療などの特別サービスを受けた場合、その費用は入居者の負担とする。

(利用料などの納入)

第14条 入居者は、「一時払利用料」をこの契約締結後10日以内に、施設長が指定する銀行口座に振込みにて納入する。その時の振込手数料は入居者の負担とする。

- 2 入居者は、当月の「月払利用料」を毎月10日までに施設長が指定する銀行口座に振込みにて納入する。その時の振込手数料は入居者の負担とする。

尚、自動振込での支払いも可能とする。但し、手続き等は入居者又はその家族が行うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第15条 入居者は、この契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、質入などの処分をしてはならない。

(契約の解除)

第16条 施設長は、入居者が次の各号の1に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 1 不正の手段により利用を承認されたり、提出書類に虚偽の事項を申告していたとき
- 2 利用料などの支払いを怠り、その滞納額が3ヶ月分に達したとき

(契約の解除の予告)

第17条 施設長は、入居者が次の各号の1に該当するときは2ヶ月の予告期間において、この契約を解除することができる。

- 1 日常動作に介助を必要とし、ケアハウスでの生活が著しく困難となったと認められるとき
- 2 他の入居者の生活や健康に悪影響を及ぼし、円満な共同生活を害するおそれがあるとき
- 3 破産宣告、差押えなど入居者の信用状態に重大な変化を生じたとき
- 4 その他、この契約の条項に反したとき

(退去届による契約の解除)

第18条 入居者がこの契約を解除しようとするときは、30日以上予告期間において「退去届」を施設長に提出するものとする。

- 2 施設長は、速やかに「退去届」の諾否を決定しなければならない。

(長期不在後の契約の解除)

第19条 入居者が病気、療養などにより、6ヶ月以上居室を不在とする場合には、施設長と協議の上この契約を解除することができる。

- 2 入居者が退去届を施設長に提出しないまま居室を退去したときは、施設長が退去の事実を知った翌日から起算して30日を経過した日をもって、契約は解除されたものと見做す。

(契約の終了)

第20条 この契約が何らかの理由で解除されたとき、又は入居者（入居者が2名のときはいずれも）が死亡したとき終了する。

- 2 契約の終了に際しては、入居者又は身元保証人は施設を契約時の状態に服して返却する。

(退去時の返還金)

第21条 入居開始後20年に満たないでこの契約が終了した場合、一時払管理費を20年=240月=の均等償還方式=1ヶ月の返還金額に未経過月数を乗じた金額=を30日以内に、入居者の指定する銀行口座に振込んで返還する。ただし入居者が施設長に対し未払金がある場合には、これを差し引くことができる。

(財産の処分)

第22条 入居者の死亡によりこの契約が終了した場合、施設長は入居者の身元保証人に連絡し、財産の措置をさせるものとする。

- 2 身元保証人は、前項の連絡を受けて10日以内にその財産を引取り、居室を明け渡さなければならない。
- 3 明け渡しの期日が過ぎても残されている所有物については、所有権が放棄されたものと見做し、施設長が処分する。但し、処分に係る費用は身元保証人へ請求し本人が支払うものとする。

(誠意処理)

第23条 この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、施設長、入居者で協議し誠意をもって処理する。

入居者は契約終了後の財産処理について、次の者を受取人に指名する。

受取人

住 所 _____ TEL _____

氏 名 _____ 印 _____

施設長、入居者、身元保証人は、記名・捺印し、その証として各自が本契約書を1通ずつ保有する。

特約事項

平成 年 月 日

施設長 所在地 574-0012 大阪府大東市大字龍間673番地3

法人名 社会福祉法人 敬信福社会

施設名 ケアハウス あいの里 竜間

職名・氏名 施設長 兼 俊 佐代美 印

入居者 住所 〒 -

氏名 _____ 印

身元保証人 住所 〒 -

TEL _____

氏名 _____ 印 生年月日 _____

入居者との関係 _____ 職業 _____

身元保証人 住所 〒 -

TEL _____

氏名 _____ 印 生年月日 _____

入居者との関係 _____ 職業 _____

※ 添付書類 入居者は、住民票、印鑑証明書

身元保証人は、印鑑証明書